

平成20年3月10日（月曜日）

1 出席議員の氏名

1 番 木 下 孝 行 議員	2 番 竹 原 信 一 議員
3 番 鳥 飼 光 明 議員	4 番 山 下 孝 男 議員
5 番 新 坂 上 誠 議員	6 番 築 地 新 公 女 議員
7 番 的 場 眞 一 議員	8 番 檜 柑 幸 雄 議員
9 番 京 田 道 弘 議員	10 番 濱 之 上 大 成 議員
11 番 西 田 己 之 助 議員	12 番 平 田 修 二 議員
13 番 山 田 勝 議員	14 番 若 松 富 春 議員
15 番 児 玉 賢 一 郎 議員	16 番 庵 重 人 議員

2 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名

事務局 長 園 田 正 光 君	次 長 宇 都 松 三 君
議事係 長 松 崎 裕 介 君	議 事 係 牟 田 昇 君

3 説明のため出席した者の職氏名

市 長 齊 藤 洋 三 君	副 市 長 川 畑 裕 君
総務課 長 濱 崎 國 治 君	財 政 課 長 富 永 勉 君
企画調整課 長 上 野 正 順 君	健康増進課 長 的 場 安 信 君
税 務 課 長 川 原 克 郎 君	都市建設課 長 飛 松 義 行 君
水産工商観光課 長 松 林 信 一 君	水 道 課 長 花 田 清 治 君
〈 農 業 委 員 会 〉	
事務局 長 鮫 嶋 國 芳 君	
〈 監 査 委 員 〉	
事務局 長 山 下 健 一 君	
〈 教 育 委 員 会 〉	
教 育 長 櫛 山 重 遠 君	教育総務課 長 梅 田 裕 一 郎 君
学校教育課 長 亀 澤 春 寿 君	生涯学習課 長 西 田 幸 作 君
学校給食センター所 長 野 崎 繁 利 君	

◎議事日程

日程第1	議案第2号	平成19年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）（各常任委員長報告）……………	266
日程第2	議案第3号	平成19年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	} 一括上程 産業厚生 委員長報告 …… 275
日程第3	議案第4号	平成19年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第4号）	
日程第4	議案第6号	平成19年度阿久根市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）	
日程第5	議案第7号	平成19年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第4号）	
日程第6	議案第8号	平成19年度阿久根市水道事業会計補正予算（第3号）	
日程第7	議案第34号	阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	281

◎本日の会議に付した事件

日程第1	議案第2号	平成19年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）（原案可決）
日程第2	議案第3号	平成19年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（原案可決）
日程第3	議案第4号	平成19年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第4号）（原案可決）
日程第4	議案第6号	平成19年度阿久根市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）（原案可決）
日程第5	議案第7号	平成19年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第4号）（原案可決）
日程第6	議案第8号	平成19年度阿久根市水道事業会計補正予算（第3号）（原案可決）
日程第7	議案第34号	阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

平成20年3月10日（月曜日）

開 議 午前10時00分

議長（庵 重人議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程につきしては、お手元に配付してあります日程表のとおり作成いたしましたので御了承願います。

◎ 議案第2号上程（原案可決）

議長（庵 重人議員）

日程第1、議案第2号を議題といたします。

初めに、産業厚生委員会所管の事項について産業厚生委員長の報告を求めます。

産業厚生委員長（新坂上誠議員）登壇

議案第2号について御報告申し上げます。

去る2月29日の本会議において、当委員会に付託になりました案件は議案第2号、平成19年度一般会計補正予算（第8号）のうち第1条第2項第1表中所管に属する歳入歳出、第2条、第3条及び第4条であります。

3月3日所管課に出席を求め審査した結果、全委員の一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で出ました主な質疑、意見について申し上げます。

初めに歳出について申し上げます。

3款民生費1項社会福祉費2目心身障害者福祉費、就労移行支援費について、「今回313万2,000円の補正が組まれたが、就労移行というのはその就労に移行された時点で支援をされるのか。そして支援をされたのちは就労についてどれぐらいの確率で成功しているか」の問いに、「就労移行支援は将来一般企業とかに就労が見込まれると思われる障害者の方が訓練をする事業である。毎年1年更新でやっているが、それで就職できればそこで自立ということで、この事業から外れていく方である。もう一つ継続支援というのがあるが、就労移行支援になかなか移行できない方、自立して将来企業等に就職できるのが難しいような方々を就労継続ということでやっていく事業である」との答弁であった。

「就労先が見つかって、就労した後、どういうふうな流れというか就労に支障のない形で何パーセントぐらい残れるのか」の問いに、「18年度までにデイハウスふたばの方で4名ほどおり、養殖業、船員、Aコープ、食堂の調理員として各1名、4名である。またあいわの里はまだ事業の開始期間が短いということで現在いない」との答弁であった。

「就労支援のために各事業所が、例えばどんな作業訓練をされているかわかっていれば教えてほしい」との問いに、「機能訓練、生活訓練、就労移行支援、そういった就労継続支援事業という事業を市内で言えば、デイハウスふたばとあいわの里障害者自立センターでやっており、具体的には就労継続の場合には、割りばしの袋詰めとかチューブ入りの歯磨き粉の抜きかえ作業、EMぼかし菌の加工、あるいは環境に優しい石けんをつくっている事業もある。魚の目刺し作業、鹿児島金属で規格に適合しているかどうかの簡単な検査作業、またみかんの果樹収穫とかいろいろやっており、将来的にはつけあげ等の製造といったものも今後は計画されているところもあり、知的障害者がある程度簡単な作業でできるようなものを取り組んでいращる」との答弁であった。

「施設の方は各企業を訪問され、こういう作業だったらこの程度できるかとか、そういうやりとりをしているということでは理解していいか。それとも自分たちがある程度作業しやすいものだけを教えているということはないか」との問いに、「障害者の程度にもよると思うが、施設側はその企業に行き、あるいは企業の方と話をし、その中でこういう

作業ならできるということで判断されていると思う。そこらは企業と施設側の代表の方が話をし、知的障害者のそういう作業に合うのを選んで作業されていると思う」との答弁であった。

3 款 2 項児童福祉費 4 目児童館費、「放課後児童健全育成事業について、父兄あるいは家族の利用形態の変化に伴って増額をし、補正を組まなければならないという話であるが、利用形態の変化というのは具体的にどういうことか」との問いに、「昨年の夏休みごろから、19年度から一時的な保育の預かり方も容認したというか、そういった利用単価ももともとが設定しているが、そういった利用形態に変わってきており、また学校の方でも放課後の活動を積極的にやっているというか、そういった話も聞いており、そういったのがだんだん利用者が減ってきたのかと思う」との答弁であった。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目老人保健費について、「高額医療は2年以内に手続をすればいいという規定がある。阿久根の実態はどうか」との問いに、「時効が2年となっており、2年の間に手続をしなければ後は払い戻しを受けられないということになるが、阿久根市の場合、前からだが未申請の方にはこちらから連

絡をして、申請をしてもらおうという  
ようなやり方をとっている。ほとん  
どの方にそういう連絡をしている」  
との答弁であった。

7款商工費1項商工費2目商工振  
興費、市中小企業振興資金利子補給  
金、市中小企業振興資金保証料に  
ついて、「件数と貸付残高の確認を  
させてほしい」との問いに、「市中  
小企業振興資金利子補給については  
28件の164万円である。予算残額が  
133万6,000円、それら市中小企業振  
興資金保証料は実績が76万3,000円、  
75万1,000円が補正減をする対象で  
ある。件数については5件である」  
との答弁であった。

「基金造成というか、預けてその  
分についてやっていくと。これが  
133万6,000円ということで、利子補  
給が約半分だと、こういう認識を  
せざる得ないが、課長としてどう  
判断するのか」の問いに、「確かに  
利子分については5件ということ  
で、非常に少ないというふうに考え  
ている。ただこれはただ県の方を使  
うか、市の方を使うかという部分も  
あり、市の中小企業振興資金とい  
うのは一度借りたら、すべてを返し終  
えてから再度借りると。県の方はそ  
の途中で振興資金は返済が済まな  
くても、その途中で残額がありなが  
らもう一回借りられるという部分が

ある。使い勝手がいい部分に中小企  
業者の人は借り入れをしていると思  
う。件数がものすごく落ちたとい  
うことではなく、市の中小企業振興資  
金を借りるか、県の中小企業振興資  
金を借りるかに分かれているとい  
ふふうに考えている」との答弁であ  
った。

「結論から言うと使い勝手が悪い  
んだと、こういうふうにとらざるを  
得ない。条例上で縛られたものであ  
るのか、あるいは運用か。そういう  
県の振興資金に合わせて運用はでき  
ないのかどうか」の問いに、「確か  
にそのとおりだと思う。使い勝手が  
悪いというような考え方で商工会議  
所の方も言われるが、使い勝手が悪  
いというのは今言った部分である。  
結局支払いが終わらないと、市の振  
興資金の方は借りられないという形  
で今進んでいるが、これは条例じゃ  
なくて、いわゆる取り扱いの運用で  
ある。その中で市の方は使い勝手が  
悪いというか、ただ市の方も利子補  
給を2%するので、そういった面  
では全額を払ったらまた市の振興資  
金を借りるという方もいる。ただ会議  
所と話をする中で、金融機関の方は  
ある意味では県の中小企業振興資  
金の方を押しているんじゃないかな  
という向きもあるという話も少しは聞  
いているところがある」との答弁で

あった。

「地元のが県より使いやすんだという認識があれば問題ないが、利用者の方からそういうものがあるとすれば、当然直さなければならぬと思うがどうか」の問いに、「商工会議所並びに金融機関とも話しをしながら進めないと、市の部分についてまだ浸透性もないのかと。市の部分がもう少しそういった部分で途中貸し付けはしないと、償還が終わらなければ途中貸し付けはしないという部分を排除できるのかできないのかということ、そのあたりがネックになっているので、もう一度研究していきたいと思う」との答弁であった。

7 款商工費 1 項商工費 3 目観光費、「大島公園用水運搬料で運搬の送料が減ったと言われましたが、送料が減ったということは、渡った人が少ないとみなしていいのか」の問いに、「基本的にはそういうことになる」との答弁であった。「日本水泳協会と契約しているわけだが、できるだけ撤退されないようにやらないかんという話を前も確かに聞いたと思う。送料はそんなに減ってくると、次のまた後 1 年残っているから、その先の見通しというのは何か経過があるのか」の問いに、「PR、宣伝は雑誌、新聞紙上、また夏場観

光宣伝でもするが、19年度も 7 月、8 月で約 600 名減じている。この原因は台風でなくても海がしけたら船が出ないということで、一回、昨年盆のとき、約 100 万円ぐらいの減収になった。予約を受けてすべて満室だったが、天候により渡れなかったという状況も大きく響いているのかと私どもも考えている。いずれにしても大島自体の観光客のニーズも相当変わってきている。そういった意味では、もっと利用しやすいようなイベント等も組んではいるが、そういう宣伝の仕方はまだ別の方法もあるのか考えている」との答弁であった。

「18年度の決算委員会で冬場に体制を整えたいというような話をされたと思うが、冬場は何かされたのか」の問いに、「冬場はどうしても船が運航しない部分もあり、非常にその部分では難しかったが、去年はクリスマスイベントと銘打ち、12 月に大島でそういう企画を 2 日間予定したが、結局そのときもしけで動けずに市民会館で代がえでクリスマスイベントをしたということである」との答弁であった。

8 款土木費 5 項都市計画費 5 目街路事業費、「上野羽田線の道路整備について、進捗状況、未買収の問題、ここあたりを具体的に説明いた

だきたい」との問いに、「平成8年度から事業着手しており、事業計画としまして、国道3号から波留の宮之前水源地まで延長900メートル、道路幅員9メートル、歩道を入れて17メートル、事業費24億円を計画している。今まで用地、建物補償等の問題で工事の進捗は遅れていたが、平成19年度末の用地の取得は82%、工事の進捗が22%である。さらに用地補償交渉を進めておれんじ鉄道の跨線橋を含む改良工事を促進して、平成22年度まではすべて終わらすという計画で県の方からは報告を受けてる。さらに用地等の問題については買収されて金額を払っているという部分と、まだ払っていない部分ということであるが、今のところ未買収というのは一筆あるという報告を受けてる」との答弁であった。

「買収の予定は当然クリアできるだろうという気がするがどうか」の問いに、「北薩地域振興局出水支所の方からも、用地買収等について協力をいただきたいということで要請がきてる。その中で確かに難しい状況であるということは聞いている。というのは、今まで反対され土地の部分でできなかったというような状況もあり、県の方もいろいろ交渉してるわけだが、なかなかということがあるので、阿久根市の方にも御協

力をいただきたいという方向できてるので、4月以降には早急にそういう交渉を含めてやっていかなければならないんじゃないかと思ってる」との答弁であった。

次に、歳入について申し上げます。

15款財産収入2項財産売払収入3目生産物売払収入、「生産物の売り払いき金が上がったということだったが、何がどれくらい上がったのか」の問いに、「当初予算でアワビ25万個、ヒラメ10万尾、オニオコゼ1万尾というふうにしていましたが、その実績としてはアワビを3月にすべてを売り払うので今のところ1万個、ヒラメが19万尾、約2倍ぐらいになっているが、結局ヒラメの当初予算が600万に対して実績が1,180万8,000円になっている。これが大きな原因になっていると思う」との答弁であった。「ヒラメが増えたというのが種苗の効率がよくて増えてきたのか、それとも需要があったから回転をよくして増やしたというのか」の問いに、「種苗生産がうまくいったというのは結果としてあると思う。というのが、以前はどうしても10万尾あたりまでの単価ぐらしか、あるいは病気に弱いので、その生産過程の中で非常に技術を要するものであり、今回、去年もだが、18、19年度

というのは、大体10万尾予定していたものが、19万尾ぐらまで上がっているということである」との答弁であった。

「売り払い先というのはこの近海か、それとも県内一円か」の問いに、「基本的には県の栽培漁業推進協議会等もあるが、その中で種苗放流する分と、一般の養殖向けに売り払いするというふうに分けている」との答弁であった。

以上で議案第2号についての報告は終わりますが、当委員会の結論に御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。なお不足の点は他の委員より答弁させます。

降壇

議長（庵 重人議員）

産業厚生委員長の報告は終わりました。

次に総務文教委員会所管の事項について総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長（鳥飼光明議員）登壇

議案第2号について報告します。

去る2月29日の本会議において当委員会に付託になりました案件は、議案第2号、平成19年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）のうち第1条第1項、同条第項第1表中所管に属する歳入歳出、第2条、第3条及び第4条について、3月3日全委員の出席のもと、所管課長の出席を

求め審査した結果、全委員の一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下審査の過程で出ました主な質疑、意見について申し上げます。

まず初めに第3表の債務負担行為の補正、家屋評価システム借上料について、「価格設定はどのようにして決定したか。また、最初値段の上下はあったのか」の問いに、「見積りを要求し、その見積りによって決定した。平成9年度から導入し、以後この会社が開発したということで、この会社以外の見積りはとっていない。今とっている見積りは同額で推移している」との答弁でありました。

同じく債務負担行為の補正で、阿久根市土地開発公社の借入金について「わかりやすく説明をしていただきたい」との問いに、配布した表により説明いたしました。が、「潟地区以外の先行取得用地関係の限度額10億円と、平成13年度から潟地区新市街地計画用地分の限度額11億円でありましたが、先行取得分借入残高が5億6,400万円が平成19年度末予定額が3億9,300万円、潟地区の分19年度末予定で5億5,600万円となり、合計しますと9億4,900万円になる見込みのため、平成19年度から平成24年度まで一本化して借入限度額を

10億円としようとするものでありますが、これはあくまで経営健全化計画の目標期間ということで、24年度までに完了ということではありませんので、御理解いただきたい」との答弁でありました。

同じく債務負担行為の指定ごみ袋交付業務委託料で、「委託料というのはだれに委託するのか」の問いに、「市内20店舗に販売していただくための委託料です」との答弁でありました。

次に歳出について、1款1項1目議会費13節委託料、「1分単価450円を420円にまけていただいた。入札は何社で落札業者はどこか」の問いに、「入札結果で420円で2社で、落札業者は地元の印刷所である」との答弁でありました。

次に9節旅費で「議長の旅費93万円の減額は多いようであるが、予定と大きく違う部分は何か。また出張の総回数は当初何回を予定していたのか」の問いに、「当初8回から9回を計画したが、実際は5回程度でありました」との答弁でありました。

次に、2款総務費1項総務管理費3目広報費19節負担金補助及び交付金、「防災無線の補助金の問題で、阿久根市の補助金1戸当たり1万円と農政課の補助金で実施した内容が

行政の不公平を感じる。また農政課長の説明では、5集落実施したとのことであるが、農政課から幾ら、総務課から幾らというのをはっきりしておくべきと思うが説明していただきたい」との問いに、「5集落の補助金については三笠西部、中部、東部のむらづくり委員会に対しまして補助を出したところでありますが、これが300戸を対象としております。これに対する市の補助金292万9,000円で、県の補助金は390万6,000円と聞いております。また各区の負担金が293万円ということで、合計しますと976万5,000円の事業であり、市の補助金は300戸で通常300万円が限度額であります。市の補助金要綱で10分の5以内で最高限度額1万円であるので、これから計算しますと、全体の事業費から県の補助金を差し引いた2分の1の額が私どもの対象ということで、実際292万9,000円ということになりまして、その2分の1か1万円の低い額ということで、私どもとしてはこの5集落に対して一括して292万9,000円ということで、1戸当たり9,763円の実際補助をしたところであり、それに対し、県の方も1戸当たり1万3,000円余りを助成をしたところであります」との答弁でありました。

また「総合的に結果として、こち

らは2万2,000円の補助をもらうことができたが、一方では1万円でしたでは行政の公平を欠くのではないか」の問いに、「むらづくり委員会でこの事業に該当する集落について集まってもらい、事業の採択等について説明をしたところで、1年でも早く市単独事業でやりたいという集落と、事業の採択を待つて整備したいというところがあった。以上のことからして、平等・公平に機会を与えたといえると思う」との答弁でありました。

次に「宝くじの収益金で地域の無線化事業に助成があるとお聞きしましたがあるのか」の問いに、「宝くじの益金で助成事業があるということで県にお願いしたところではありますが、県としてはこの事業は特例でやってきた事業で、平成20年度からはしないということで採択されなかった」との答弁でありました。

次に、「平成20年度もこの事業について予算計上してありますが、希望地区があればまだ継続されるということで理解してよいか」の問いに、「防災関係の費用でありますので今後も継続していきたい」との答弁でありました。

次に2款総務費1項総務管理費8目企画費25節積立金、「地域振興基金サテライト87万7,000円、地元協

力金ということで歳入歳出ありますが、まだオープンしていないがどういうことか」の問いに、「19年度の補正でありますので、3月13日にオープンを予定しております。3月13日から3月末日まで4節15日間、開場されるということが予想されており、この分についての補正であります」との答弁でありました。

次に、4款衛生費2項清掃費2目じんかい処理費11節需用費で、「袋代205万1,000円減額されておりますが、入札のやり方が3年だということで、安くなった原因は市内の指定業者の方々が本格的に取り組んだ結果だと思う。そこで粗大ごみ、資源ごみ、あるいは家庭ごみ等全部このようなやり方をしてもらわないと議論を繰り返さなければいけないと思いますが、今年も去年と同じようなやり方で委託されるのか」の問いに、「去年と同じような形でというふうに考えております」との答弁でありました。

次に10款教育費2項小学校費及び3項中学校費で、「支出の減額補正が結構あるが、補修や教材にも金が足りない状況だと思うが流用できなかったのか」の問いに、「流用できるところは流用して対応しております。緊急性、あるいは子供たちの安心・安全をいつも心がけて補修等

を行っております。また、特別流用を全然していないというわけではなく、学校から要望等が来た分で、そこをできる部分については流用を財政局にお伺いし、補修工事等も実施しております」との答弁でありました。

同じく10款教育費2項小学校費2目教育振興費19節負担金補助及び交付金、「山村留学で毎年減額している状況であります、どういう形で宣伝をされているのか。また実際要望はなかったのか」の問いに、「平成16年度に制度がスタートしましてまだ実績が上がっていないところです。毎年近畿阿久根会、華の50歳組等の外部の方々との広報の機会がある場合はチラシの配布等を行い、また校区行事、幼稚園等へのチラシ配布やポスター掲示等を行って広報啓発等を行っておりますが、今年も実際にはそれに向けた手が上がっていないのが現状であります」との答弁でありました。

同じく10款教育費4項1目幼稚園費19節負担金補助及び交付金、「幼稚園の就園奨励の減額は、当初からするとどのくらいの減額か」の問いに、「当初見込みが163名に対し、実績見込み数が158名で5名の減というふうになっております」との答弁でありました。

また、「5人減ということで、242万4,000円ということですか」の問いに、「幼稚園就園奨励金については市民税の所得段階の階層で4段階に分かれており、それぞれ市民税の非課税、所得割の非課税者、所得割が3万4,500円以下、課税額が18万3,000円以下というふうに4段階に分かれておりまして、その中で一番高く補助があるのが非課税世帯の方々であるわけで、当初の見込み数が割り当てられた数で当初予算を作成しますので、そこにばらつきが出てくれば当然予算額と実績額との差額が生じるということで242万4,000円の不用が出たということでありました」との答弁でありました。

また「人数が減ったという意味ではなく、所得の関係で減ったというふうに理解していいか」の問いに、「そのとおりであります」との答弁でありました。

次に12款1項公債費2目利子23節償還金及び割引料で、「利子の1,100万円の減額ということは相当数の金額の中で発生しないと1,100万円というのは出てこないと思うが、説明をしていただきたい」との問いに、「平成18年度債の借り入れ総額が約9億5,000万円程度で、当初予算編成の中で一応利率を平均3%を見込んでおりましたけれども、実際の借

り入れの利率が平均で1.7%程度の借り入れ利率ということで、その差額が今回不用となった」との答弁でありました。

以上で報告を終わりますが、当委員会の結論に御賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

降壇

議長（庵 重人議員）

総務文教委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

山田 勝議員

産業厚生委員長の報告の中でですね、大島の、大島公園の委託先の話してございますが、日本スポーツ水泳振興会とか何とかというふうに私どもは意識しとったんですけど、確認の意味でもう一遍お知らせいただきたいと思います。水泳協会というふうにこう聞きとれたようですが。

産業厚生委員長（新坂上誠議員）

日本水泳協会と契約しているというふうに聞いております。

木下孝行議員

委員長の方はちょっと、正確には山田議員が言ったとおりだと、日本水泳振興会の方だと思います。

議長（庵 重人議員）

よろしいですか。

〔山田議員「訂正方お願いします」と呼ぶ〕

産業厚生委員長（新坂上誠議員）

訂正させていただきます。

議長（庵 重人議員）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号、平成19年度阿久根市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第3号、4号、6号、7号、8号上程（原案可決）

議長（庵 重人議員）

この際、日程第2、議案第3号から日程第6、議案第8号までの5件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本5件に対する産業厚生委員長の報告を求めます。

産業厚生委員長（新坂上誠議員）登壇  
報告申し上げます。

去る2月29日の本会議において当委員会に付託になりました案件は、議案第3号、平成19年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第4号、平成19年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第4号）、議案第6号、平成19年度阿久根市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）、議案第7号、平成19年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第8号、平成19年度阿久根市水道事業会計補正予算（第3号）、以上特別会計5件であります。

3月3日所管課に出席を求め審査した結果、全委員の一致をもって本5件については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下審査の過程で出ました主な質疑、意見について申し上げます。

初めに、議案第3号について申し上げます。

2款保険給付費1項療養諸費、2億3,430万円の補正を組み、今回で38億8,000万円である。その中で療養諸費が2億1,400万円出ており、そして今全体の予算の中で2億3,400万円、約8%である。これは計画の段階、要するに当初であるが、この段階でこの8%の補正を組

むということは当然想定できなかったと思うが、課長として基本的にどう思うか」の問いに、「医療費の推計をするときに、過去3カ年の一人当たりの医療費を勘案しながら、医療費がどの程度伸びるか、被保険者数がどういうふうになるのか、減るのか、その辺を過去3カ年、被保険者数についてはそれ以前から調べて推計をしてくるわけだが、どうしても今回約一人当たりですれば20%伸びていたりするので、その辺の推計の仕方というのは非常に難しいところであり、今回大きな補正をお願いをせざるを得なかったというのが実情である」との答弁であった。

「国保で完全に回るという形で、例えば国保税を上げてやってみても結果としては、2億3,400万円の補正を組まざるを得ないということが解消されるのかどうか、この辺をどう思うか」の問いに、「我々としてはどうしても保険税を何とか値上げをせざるを得ないというふうに思っている。約1億円は一般会計から純然たる繰り入れということになり、その額が国保会計にとっては赤字、マイナス部分だと理解していただければいいと思う。そこで1億円を保険税にはね返らせるということは、到底今の経済状況からすると難しいと

思うが、国保を少しでも保険税の上負担していただくというようなやり方をしなければいけないと思っ  
ているが、今回特に大幅に制度改正があつた。というのは、国保会計から後期高齢者医療への支援金という形と、それから逆に入ってくる分と、その辺の数値が厚生労働省の省令等の数値もまだはつきり示されていない段階で、今年は今のままでいってみようということで、20年度中にはその辺についても保険料をどうすべきかというのは議論していかなければいけない。そういう時期に来ているというふうには思っている」との答弁であつた。

「国保運営の健全化という一つがねらいがある国保運営協議会で、このことについてはどのような意見が出るか」の問いに、「国保運営協議会に保険料の値上げとかそういう諮問の仕方をしていない関係で、その辺については一般会計からこれだけの繰り入れがあるというようなことについては何とかせないかんというふうに委員の人は思つてらっしゃるようだが、この辺について国保運営員会で議論になつたことは今年度もなかつた」との答弁であつた。

「当然運営は健康増進課、国保税に関することは税務課であるから、このあたりの合議は当然されている

か」の問いに、「我々が幾ら足りないから幾ら保険税率をしてもらおうというのは税ですけれども、その辺、これくらい給付費が足りないんだとか、保険税が足りないんだというのは我々の立場で言わなければいけない部分であるので、それについては今も協議をしているところである」との答弁であつた。

6款保健事業費1項保健事業費1目保健対策費、「特定健康診査等実施計画策定業務でこの特定健診を含めて、新年度、20年度からスタートする事業だと思うが、この特定健診の説明をお願いしたい」との問いに、「平成20年4月から40歳以上74歳未満の被保険者を対象として、特定健康審査及び特定保健指導が義務づけられる。この事業の実施に向けて、事業の円滑な推進を図るために実施計画を策定しようとした計画だったが、向こう20年度から24年度までの5年間の計画で、例えば特定健康診査の受診率を5年後には65%に上げるために20年度が何パーセント、23年度が何パーセントとそういう部分と、それから健診率を上げるためにどういうことをすればいいのか、この辺の計画であるが、その部分が今一応案としてでき上っているが、はつきり固まつた段階で3月中には議員の皆さん方にもお示しを

していこうと思う。そういう特定保健指導も含めて、実施に当たっての計画である。これについては5年計画であるが、2年、3年ごとに見直しをしていかなければいけないと、思っているところである」との答弁であった。

直営診療施設勘定、給与明細書総括表、給与費明細書について「200万の特殊勤務手当について、具体的にどういう勤務されたときに特殊勤務手当なのか」の問いに、「特殊勤務手当の医師手当と呼んでいる部分であり、診療報酬の8%は先生にというような特殊勤務手当の中で決まっており、先生が頑張れば頑張っただけ先生の収入になっているという仕組みをとっている関係で、その分が200万円の増ということで御理解いただきたい」との答弁であった。

次に議案第4号について申し上げます。

第3表債務負担行為の補正中債務負担行為、簡易水道施設管理業務委託料について、「平成20年の1,980万円というのは、管理委託業務、具体的に御説明をいただきたい」との問いに、「この管理業務等委託料について、旧簡易水道事業であった11の旧簡易水道施設のそれぞれの水源地、配水地、メーター検針、そう

いったもろもろの施設管理等の業務について、基本給、区域割、検針料、給水戸数等によりそれぞれ額を定め、平成16年度から支出をしている。移管する際に旧簡易水道組合時代の管理業務について、そこで賃金等ももらっていたわけだが、それと同等になるぐらいということで平成15年度に積算し、16年度から支出しているが、給水戸数については閉栓等があり減ってはいるが、閉栓であっても維持管理等を行う必要があることから、そういった給水戸数については現在のところ平成14年度の給水戸数をもとに積算しているところである」との答弁であった。

「簡易水道組合の委託をする管理人が報酬が幾らで、賃金が幾らでしているのか。各簡易水道の事業箇所別に」の問いに、「牛之浜簡易水道が給水戸数334戸で189万6,000円、旧大川簡易水道が570戸で240万円、尾崎簡易水道が110戸の94万8,000円、桐野簡易水道が153戸の117万6,000円、黒之浜簡易水道が476戸の211万2,000円、旧尻無簡易水道が420戸の226万8,000円、田代簡易水道が83戸、82万8,000円、鶴川内簡易水道が462戸の237万6,000円、隼人簡易水道が163戸の117万6,000円、旧三笠簡易水道が351戸の196万8,000円、旧脇本簡易水道が664戸の

265万2,000円である」との答弁でした。

「これはメーター検針も含めた金額なのか」に問いに、「そのとおりである」との答弁でした。

次に議案第6号、議案第7号の審査については特段の質疑、意見はなかったことを御報告いたします。

次に、議案第8号について申し上げます。

1款資本的収入3項企業債1目企業債について、「借換債1億3,390万円、3%で借りたときの利息の経費だが1,459万円という大変な数字だと思うが、これが今回該当しなかったということについてもう少しわかりやすく、5%以上については借りがえができたという判断でこの予算を立てられたのか」の問いに、「当初、地財計画で5%以上については借りがえ措置を認めるという方針が国において出されたわけである。そしてその中で、それぞれの年の財政状況、財政力指数とか、そういったのがあった関係で、本市については7%以上の利息分について借りがえが認められたということである。したがって今回7%以上が対象となったことで、5%以上7%未満の借換債について減額させてもらおうと、こういうことである」との答弁でした。

「当然起債が発生し、債務があるという状況の中で、1,490万円の分が浮いたことはいいことである。そこで今企業債の残高は12億1,800万円と見ていいか。合計自己資本を入れると22億という数字の確認でいいか。その中で、今回13億7,100万円の中で、1億3,390万円という補正を組んできたが、その中で受入金が入ると12億3,700万円ですと、1億3,390万円の中の借換債、要するにその金額は1,490万円ですと、利子軽減がされた分がということで数字はそれでいいか」の問いに、「平成19年度の企業債残高見込みは12億1,800万円である。今回企業債を19年度の6月において2億7,240万、5%以上の企業債の償還予定ということで6月補正で予算措置をしたが、それが7%以上の今回借換債の財源となる企業債が1億3,800万円になる予定である。その差額1億3,390万円を減額するということである」との答弁であった。

「後残ったほかの年度の7%以上の起債している金額というのは幾らぐらいあるのか」の問いに、「7%以上の高金利の企業債については今回で繰り上げ償還するので、もう7%以上の金利についてはなくなる」との答弁であった。

「では7%以下があるということ

で、その起債残は幾らになるのか」の問いに、「7%未満の起債残高が12億1,800万円ということである」との答弁であった。

以上で当委員会に付託になった案件についての報告を終わりますが、当委員会の結論に御賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、不足の点は他の委員より答弁させます。

降壇  
議長（庵 重人議員）

産業厚生委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんのでこれにて討論を終結いたします。

これより議案第3号、平成19年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決

されました。

これより議案第4号、平成19年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号、平成19年度阿久根市老人保健医療特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号、平成19年度阿久根市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号、平成19年度阿久根市水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第34号上程（原案可決）

議長（庵 重人議員）

日程第7、議案第34号を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

斉藤市長

登壇

議案第34号は、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、国民健康保険税の新たな課税区分として、後期高齢者支援金等分を定めるとともに、老齢等年金給付の支払いを受けている一部の納税義務者から、国民健康保険税を原則として特別徴収の方法により徴収することとし、さらに普通徴収の納期を変更するため

条例の一部を改正しようとするものであります。

どうかひとつよろしくお願いを申し上げます。

降壇

議長（庵 重人議員）

これより補足説明を願います。

川原税務課長

議案第34号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、平成20年度から後期高齢者医療制度が開始され、また国民健康保険税の徴収方法が一部変更となりますが、このことに伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な事項は1点目が国民健康保険税の負担区分として新たに後期高齢者支援金等分を設けること。2点目が老齢等年金給付の支払いを受けている一部の納税義務者から、国民健康保険税を原則として特別徴収の方法により徴収すること。3点目が普通徴収の納期を変更をすることとであります。

それではその内容について御説明申し上げます。まず1点目の国民健康保険税の負担区分として新たに後期高齢者支援金等分を設けることについてであります。後期高齢者医

療制度は公費被保険者の保険料及び現役世代の支援により運営され、この支援金等分について国民健康保険の被保険者に対して負担を求めるものであります。国民健康保険税はこれまですべての被保険者が負担する医療分と40歳以上65歳未満の被保険者が負担する介護分の負担区分があり、その合算により税額を算出していましたが、この負担区分に加えすべての被保険者が負担する後期高齢者支援分が新たに設けられ、今後はこれらの合算により税額が決定されることとなります。このことにより新たに後期高齢者支援金等分の税率を定める必要がありますが、税率は現在の医療分の税率を医療分と後期高齢者支援金分に振り分けることとしており、改正前の医療分の税率と改正後の医療分と後期高齢者支援金等分を合わせた税率は変更がなく、実質的な率の増減を行うものではありません。その内訳は医療分では所得割は100分の7、資産割は100分の20、均等割は被保険者一人につき1万6,000円、世帯平等割は一世帯につき1万7,000円であり、後期高齢者支援金分では所得割は100分の2.5、資産割は100分の5、均等割は被保険者一人につき5,000円、世帯平等割一世帯につき6,000円であります。また、介護分については変更

はありません。

なお今後の税率については後期高齢者医療制度の開始に伴う国民健康保険運営の状況を踏まえ検討することとしております。

次に、2点目の特別徴収の実施についてであります。市税等の徴収には納付書や口座振替によって納付する普通徴収と、年金等から天引きする特別徴収があります。現在介護保険料については、年金からの特別徴収が実施されていますが、この特別徴収を国民健康保険の納付についても導入しようとするものであります。国民健康保険税は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主が納税義務者となりますが、具体的には世帯主を含めた国民健康保険の被保険者全員が65歳以上であるような世帯の世帯主であって、年金額が18万円以上でかつ介護保険料との合算合計額が年金額の2分の1を超えない場合に、その方から特別徴収することができることとするものであり、10月に支払われる年金からの特別徴収を予定しております。

次に、3点目の普通徴収の納期の変更であります。12月と3月を廃止し、10期から8期にしようとするものであります。特別徴収では年金の支払いの際、年6回を限度として国民健康保険税が年金から差し引か

れることとなりますが、普通徴収と特別徴収との一回当たりの納付の負担感等を考慮して、普通徴収の納期を8期に減らすものであります。以上が主な内容であります。そのほか国民健康保険税の減額について、税率を医療分と後期高齢者支援金等分に振り分けたことに伴い、当該税率に見合うよう軽減額を改めるなどの改正や所要の条文の整備を行っております。

最後に、これらの改正は平成20年4月1日から施行することとし、必要な適用の区分を定めております。

以上補足して御説明申し上げますが、よろしく願いいたします。

議長（庵 重人議員）

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

議長（庵 重人議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

これより質疑に入ります。

若松富春議員

本条例の一部改正は後期高齢者支援金のための条例改正だと理解してるんですが、そうした場合にですね、はっきりと言えども、国民健康保険税が今までとしたり増にな

るのか、減になるのか。増になればどれくらいの見込みなのか、まず教えていただきたいと思います。

斉藤市長

14番若松議員にお答えをさせていただきますが、国民健康保険税の改正後どうなるかということですが、結局国民健康保険税から後期高齢者医療保険の方に変わります部分、支援金として変わっていく部分が出てくるわけですね、やっぱり。ですから全体的な税率としては変わらないということでございます。そのことはひとつよろしくお願ひしたいと思ひますが、ですから後期高齢者支援金等分を新たな負担区分としてですね、定めるといふことで今回の改正をお願ひしているわけでございます、税率そのものはですね、変わってこないということでございます。ということはどういふことかと申しますと、今はですね、所得割が9.5、それから資産割が25%、こういう形でございますが、改正後はですね、医療分が7.0、支援金分が2.5という形にパーセントが変わってきて、合計でいきますとやっぱり9.5%という形でございます。それから資産割分がですね、25%が医療分として20%、支援金分として5.0%という形で25%という形になりましてですね、率そのものは変わらないという

形でございます。

ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 若松富春議員

市長の御答弁で変わらないということですが、先ほど産業厚生委員長  
の報告にありましたとおりに、国民健康保険はですね、純然たる、1  
億円はもう足りないんだということにかかわらず、いくら国の法に定ま  
てやるんですけれども、こんな変なことをしていいのかなと私は素朴に  
考えるんですね。国民健康保険自体も運営していくためには、もうど  
うしても今保険料を上げなけりゃ、どうしてもこれはならないというよ  
うな状況ですね、こんなことをしていいのかなと、素朴に考えるわけ  
ですね。何かこういう方法はないのかなと思うんだけど、国によって定め  
られたのに準じて条例をつくられたと思うんですが、その件については市  
長は何かその変だなというような気持ちのあれはございませんかね、何  
かないですかね。

#### 斉藤市長

14番若松議員にお答えをさせていただきますが、今回こういう形で後  
期高齢者の医療制度というものが新たに法律で設けられましてですね、  
国民健康保険から75歳以上のお年寄りをですね、後期高齢者医療制度に

よって賄っていく形に今回改正され  
たわけですが、おっしゃるとおりも  
ともと国民健康保険制度そのものが  
ですね、非常に圧迫してきてるわけ  
でございます、特に高齢者の方た  
ちに対する負担感というのは非常に  
強いものがあるわけですね。です  
からこれを後期高齢者医療制度に移  
してもですね、その負担感というの  
は変わらないという感じがいたしま  
す。ですからこれは抜本的な解決に  
はならないというぐあいに私も思っ  
ております。ですからこういう形で  
ですね、医療制度を改正していつ  
てももともと赤字の部分というのは  
ですね、新たな制度ができることに  
よって負担金とかいろんなものが  
出てきますから、地方自治体にと  
ってはどうしてもやっぱり負担が  
増えていくという形になって、それ  
がですね、地方に対するやっぱり  
負担感とか圧迫感がより強くなっ  
ていくという形で、根本的な解決  
にはならないなというぐあいに私  
は思っております。ですからこの  
辺をどうこの圧迫感をですね、  
取り除くかという、この辺に  
対する議論をですね、もっと  
やっぱり真剣にしていかなければ  
いけないんじゃないかというぐ  
あいに思っております。それで、  
きのうあたりでも、ニュースを  
見ておられますと消費税を導  
入してですね、完全

に年金制度を税で賄っていくような形にですね、変えようというような議論が一生懸命されておりますが私はですね、年金制度の前に、やっぱり国民健康制度、後期高齢者医療制度、こういうものをですね、もう一遍やっぱり見直して、真剣に議論をしておかないとですね、これは大変なことになるな、地方は負担に耐えられなくなるなというそういう気持ちで私もおります。しかしこれは法的にですね、改正されてこのような制度が導入されてきますから、我々はそれに沿って条例改正をしてきちり対応しておかなきゃならないということで、今回上程させていただいているわけでございます。どうかその辺は御理解いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（庵 重人議員）

よろしいですか。

若松富春議員

市長の御答弁でわかりますし、これは法にのっとって条例改正ですのですけれども、どうもこの後期高齢者支援なんて言葉自体もおかしいと私はいつも思うんですよ。一生懸命みんな働いて元気でやろうというのに、何かこうもう早く死んでくださいというような変な言葉をつくって老人いじめをするということで、今

までもその老人医療保健に繰り出しをしようたんですから、そういう形の中の条例改正だとわかっているんですけども、今までのとおりで大体その増減はないんだということですので、もうこれで幾らこの問題を議論しても法にのっとってこれを条例で一部整理をされるわけですから、そういうことで了解いたします。

議長（庵 重人議員）

ほかにございませんか。

檜柑幸雄議員

条例に関連して質問いたします。国民健康保険税条例第2条のですね、第2項にいわゆる上限が設けられておりまして、56万円とこういうふうになってるんですが、特に後期高齢者に対する支援金としてですね、最高上限を12万円というふうに私は記憶してるんですけども、そういう状況から考えると56万円については何か変えられるという話も聞いたんですけども、56万円据え置きになってるんですけども、支援をすることによって後期高齢者にですね、支援をすることによってこの上限を変える必要はなかったのか、その点をお伺いいたします。

斉藤市長

8番檜柑幸雄議員にお答えをさせていただきますが、今これは国会で

議論をされている最中でございますね、今年度予算が成立しないですね、限度額の改正はですね、できないわけで、今国会で成立すると同時にですね、この限度額については改正を行うということでございまして、その部分を外して今回提案をさせていただいております。ですからこれは結果的にはですね、専決処分をしなければならない状況になってくるのかなという感じで今おります。そういう状況でございます。ですから今国会で予算案が成立すると同時にですね、この56万が改正後は47万と、医療分が47万と支援金分が12万という形でですね、59万、合計で59万という形になりますが、これは今国会で予算が成立した場合にそういう形になるということでございますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

#### 檜柑幸雄議員

今、国会は審議中だから今回の条例改正には入っていないとこういうことで、実際法律はそうなってますよね。ですからそういうことで申し上げたんですが、一つは一方では今国会でも凍結をせえという議会議論も行われておりますが、全国市長会、この制度について凍結せえと、元に戻せという圧力を加えるということとは考えておられなかったんです

かね、その辺どうなんですか。むしろ自民党はこれで票は減ると思えますよ。その辺どうなんですか。

#### 斉藤市長

我々市長会としましてでもですね、この問題についてはさまざまな議論がございまして、議論してきたわけでございますが、結果的にですね、後期高齢者医療制度というものができて、法律ができてるわけでございますね、そういう意味ではこのように改正をせざるを得ないという状況でございます。以上でございます。

〔檜柑議員「了解」と呼ぶ〕

#### 議長（庵 重人議員）

ほかに。

#### 山田 勝議員

いつもいつもこう思っているのが税法の改正のときにですね、条例の改正のときに、なかなか頭が悪いので理解しにくいことばかりでございますが、こうして読んでみますと、私は最初の方はですね、税率が下がるのだから、国民健康保険税は下がるのかなとこういう話をしottaんですけれども、現実には別だとかこういって同じだということなんです。この今先ほど市長、市長と副市長の説明資料にもものすごくわかりやすい、私たちにもああいう資料をですね、見せていただければも

う質問もしなくていいぐらいのよくわかりやすい資料なんです、ああいう資料をぜひですね、配布していただけますと、私たちも非常にものすごく回転率もよくなるなという気がいたします。よろしく願いいたします。

それからですね、もう一つは、一つお伺いしたいんですが、この税の徴収をですね、10期から8期にするとういうことなんですが、何でその10期から8期にされるんですか。私どもはこの金額を一遍にたくさん納めなくていいようにということで、8期になったというふうに記憶しているんですが、その付近をわかりやすく御説明ください。

齊藤市長

13番山田議員にお答えをさせていただきます。

年6回ですね、老齢等年金給付の支払いの際国民健康保険税がですね、特別徴収されることを考慮しまして、普通徴収の納期をですね、10期から8期へ見直しをするということで今回提案をさせていただいてるわけでございます。ですから特別徴収がですね、入ってまいりますので、普通徴収の納期を10期から8期にしてですね、負担感を少しでも減らしていこうということでございますので、その辺をひとつよ

ろしくお願いしたいと思います。担当課長の方から詳しく説明をさせます。よろしく願いいたします。

〔発言する者あり〕

川原税務課長

13番山田議員にお答えいたします。ただいまの質問に対して特別徴収では年6回偶数月の年金の支払いの際に、国民健康保険税が年金から差し引かれこととなりますが、普通徴収の納期は現在10期であり、特別徴収と普通徴収とでの1回当たりの納付の負担感に差が生じることになり、このことを考慮しますと、経費や節減を考慮して事務処理を図り、また6期を10期に増やした経緯も踏まえ、8期に減らしており、一回当たりの負担感も1.25倍に増えることとなりますので、生計費の増が予想される12月と3月を時期を外しまして、全体として負担感が増えないようにして配慮したものであります。

山田 勝議員

一回の負担金をですね、少なくするというので10期になったんですね、一回の支払い金額をですね。しかし今市長、それから税務課長の説明を聞きますともちろん年金に合わせたということも理解できますよ。しかしながら年金から、年金に全然関係なく普通徴収する人もいるんですね。そういう方々は特に金額

も多いというふうに思うんですが、そういうことから考えますと6期は6期、10期は10期でもよかったのではないかというふうに思うわけです。仮に私がここでそういう話をしてもこれが決まるでしょうけど、それはもう何で10期にしたのか、10期を8期にしたのかというのがどうしても疑問なのでこうしてお尋ねをするんですが、もう一遍課長わかりやすく説明してください。

川原税務課長

13番山田議員にお答えさせていただきます。

現在10期であります、これを8期に減らすのも現在年金の受給者の方は偶数月で6回になるものですから、そこあたりを、10期から6期の差をできるだけ負担感を考慮して、増えないように考慮して、配慮して8期に合わせたいということで考えてしたところです。

〔山田議員「了解」と呼ぶ〕

議長（庵 重人議員）

ほかにございませんか。

竹原信一議員

大変わかりにくい内容の表現になっておりますので、わかった範囲内での質問だと理解ください。

阿久根の人口構成からいって高齢者はさらに増えていく状況にあらうかと思うんですよ。そういう中で今

回の条例改正のこの数字、比率ですね、高齢者に後期高齢者支援にかかわる数字で何年ぐらいやっていけるとお思いなんでしょうか。恐らくこれはまた変えていかないかんような状況が出るんだろうなと思ってるんですけども、今の阿久根の状況からいって、どのように見ておられるか見とおしをお願いいたします。

的場健康増進課長

給付に関するお尋ねでありましたので、私の方から竹原議員にお答えをさせていただきます。

今回の後期高齢者の支援金については、国民健康保険の加入者の方が後期高齢者に支援するお金であります。そういうことで、一人当たりの支援金の負担見込み額というのは全国一律でありまして、平成20年度の一人当たりの支援金の負担の見込み額というのは3万8,227円というふうに今の見込みが国から来ております。これに対して国保の被保険者数というのが20年度7,950人というふうに見込んでおりますので、それに支援金の調整率を掛けた額が3億円程度ということでありまして、この辺については今後医療費が増えていけば、ここの支援金の一人当たりの見込み額も増えていくと。それから国保の被保険者数がゼロ歳から74歳の方の分の支援金ですので、その辺

がどういふふうに減るのか増えるのか、その数によつても支援金の額は変わつていくということで御理解をいただきたいと思ひます。

〔発言する者あり〕

議長（庵 重人議員）

ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもつて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となつております議案第34号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よつて、議案第34号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よつて本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程を全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時32分